

年 月 日

保護者様

町田市立相原小学校長

学校感染症による出席停止の取り扱いについて

お子さんの具合はいかがですか。今回の欠席について、医師が学校感染症と診断している場合には出席停止の扱いとなります。下記「登校許可届」に保護者の方が御記入いただき、御提出ください。医師が登校しても良いと診断するまでは自宅療養をお願いします。

※印がついている感染症は、別紙「登校許可証」に医師の証明が必要です。

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)等	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後2日が経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ症状が軽快後1日を経過するまで
	※百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	※麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	※流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	※水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	※風しん	発疹が消失するまで
	※咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	※結核 ※髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 ※流行性角結膜炎 ※急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症 例) ※溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎 等	条件により出席停止となる感染症であり、学校長が学校医その他の医師の意見を聞き、期間を決定する。

登校許可届

町田市立相原小学校長様

年 組 児童名

下記疾病により出席停止とされましたが、主治医より出席の許可が出ましたのでお届けいたします。

学校を休んだ期間	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )
受診医療機関名	
診断名	
登校再開日	年 月 日( )

年 月 日 保護者名(自署)